

教育福祉常任委員会記録

| 令和5年 第3回定例会 | |
|-------------|---|
| 1 日 時 | 令和5年 8月2日(水) 午前10時00分 開会 午前11時21分 閉会 |
| 2 場 所 | 第1委員会室 |
| 3 出席委員 | 鈴木 紹平 委員長 宇賀神 敏 副委員長 石川 さやか 委員 阿部 秀実 委員 加藤 美智子 委員 谷中 恵子 委員 横尾 武男 委員 |
| 4 欠席委員 | 鰐原 一男 委員 |
| 5 委員外出席者 | 大島 久幸 議長 小島 実 副議長 |
| 6 説明員 | 別紙のとおり |
| 7 事務局職員 | 柳田 書記 |
| 8 会議の概要 | 別紙のとおり |
| 9 傍聴者 | 4名 |

教育福祉常任委員会 出席者一覧

| 職 名 | 氏 名 | 人 数 | |
|----------|------------------|-------|-----|
| 副市長 | 福田 義一 | 1名 | |
| 教育長 | 中村 仁 | 1名 | |
| 保健福祉部 | 保健福祉部長 | 亀山 貴則 | 13名 |
| | 厚生課長 | 羽山 好明 | |
| | 障がい福祉課長 | 山形 弘行 | |
| | 高齢福祉課長 | 中村 陽子 | |
| | 介護保険課長 | 根本 幸子 | |
| | 保険年金課長 | 谷津 勝也 | |
| | 健康課長 | 東城 朋子 | |
| | 健康増進担当 | 古橋 芳一 | |
| | 地域福祉担当 | 松島 誠 | |
| | 障がい福祉課長補佐 | 高根澤秀明 | |
| | 高齢福祉課長補佐 | 長谷川ルミ | |
| | 介護保険課長補佐 | 柏熊 葉子 | |
| | 保険年金課保険給付係長 | 小出 希 | |
| こども未来部 | こども未来部長 | 杉山 芳子 | 5名 |
| | 子育て支援課長 | 大貫 照実 | |
| | 保育課長 | 小堀満美子 | |
| | こども・家庭サポートセンター所長 | 飯塚 利幸 | |
| | 子育て支援課長補佐 | 福田 昌子 | |
| 教育委員会事務局 | 教育次長 | 郷 昭裕 | 11名 |
| | 教育総務課長 | 佐藤 靖 | |
| | 学校教育課長 | 田仲 史枝 | |
| | 教育指導担当 | 清野 竜一 | |
| | 生涯学習課長 | 金子恵美子 | |
| | 文化課長 | 高橋 学 | |
| | スポーツ振興課長 | 神山 悦雄 | |
| | 学校給食共同調理場長 | 平田 昌代 | |
| | 図書館長 | 大貫 陽子 | |
| | 川上澄生美術館事務長 | 向田 和子 | |
| | 教育総務課総務政策係長 | 倉持 浩久 | |
| 31名 | | | |

教育福祉常任委員会 審査事項

- 1 議案第78号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）について
- 2 陳情第6号 （一社）こども未来の「赤い羽根共同募金助成事業報告書」の再調査を求める陳情
- 3 陳情第7号 鹿沼市スクールソーシャルワーカー業務の調査を求める陳情

令和5年第3回定例会 教育福祉常任委員会概要

○鈴木委員長 開会前に先立ちまして、お願いいたします。

委員の質疑及び執行部の説明、答弁に際しましては、会議を録音しておりますので、ご面倒でも、お近くのマイクにより明瞭にお願いいたします。

また、付託された議案については慎重な審議の上、スムーズな進行をお願いいたします。

それでは、ただいまから、教育福祉常任委員会を開会いたします。

今議会におきまして、本委員会に付託された案件は、議案1件、陳情2件であります。それでは、早速審査を行います。

はじめに、陳情第6号 一般社団法人こども未来の「赤い羽根共同募金助成事業報告書」の再調査を求める陳情及び陳情第7号 鹿沼市スクールソーシャルワーカー業務の調査を求める陳情につきましては、陳情の趣旨を述べるため、陳情人にお越しいただいております。

はじめに陳情第6号を、次に陳情第7号を審査したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、陳情第6号 一般社団法人こども未来の「赤い羽根共同募金助成事業報告書」の再調査を求める陳情を議題といたします。

陳情第6号及び陳情第7号については、加藤美智子委員が鹿沼市議会条例、委員会条例第15条の規定により除斥の対象となりますので、加藤美智子委員の退席を求めます。

(加藤美智子委員 退席)

○鈴木委員長 この件につきましては、鹿沼市議会基本条例第6条第3項の規定により、陳情人である、かぬまこども食堂支援センター代表、楠恒男様にお越しいただいておりますので、陳情人の入室を許可します。

(陳情人 入室)

○鈴木委員長 楠様、本日はお疲れさまです。

早速ですが、陳情第6号 一般社団法人こども未来の「赤い羽根共同募金助成事業報告書」の再調査を求める陳情について、5分程度で説明をお願いします。

○陳情人 皆さん、おはようございます。

陳情者の楠恒男です。よろしく申し上げます。

3月の議会では、議員の皆様には、時間をかけ、真剣に議論をしていただきました。ありがとうございました。

しかし、採択されたにもかかわらず、加藤議員は虚偽記載を訂正していません。

そこで、加藤議員には、議員の皆様の決議を真摯に受け止めてもらいたく、再度陳情をいたしました。

議員の皆様、執行部の皆様には貴重な時間をいただくことを心苦しく思っています。

さて、3月議会において、一般社団法人こども未来の赤い羽根共同募金事業報告書の報告調査を求める陳情が採択され、鹿沼市は、加藤議員に報告書の訂正を促しました。

それを受け、加藤議員は訂正報告書を中央共同募金会に提出しました。

中央共同募金会は、加藤議員の訂正報告を受け、本年6月15日（月曜日）、ホームページの訂正を行っています。

しかし、正しく訂正をされていません。

鹿沼市として再調査を行い、正しい報告書の作成とホームページの確認を求めるものです。

一つ、赤い羽根共同募金事業の応募、事業報告実務を行ったこども未来理事の加藤議員は、議会で、鹿沼市や鹿沼市教育委員会との連携、協働は行わなかったと証言しました。

陳情書に添付した訂正後の報告書をご覧ください。

裏面の本助成金における活動の成果の項目に、⑦市のこども総合サポートセンターや社協、教育委員会との接点が構築でき、協働の枠が広がったと表記をしており、まだ訂正されていません。

鹿沼市や鹿沼市教育委員会は、そもそもそのような事業をしていることを知らなかったと証言をしています。

この記載は事実ではないので、削除すべきです。

2つ目、鹿沼市社会福祉協議会は、このような事業を行っているのは知らなかったと証言をしています。

陳情書に添付した訂正後の報告書をご覧ください。

表面、下から4行目、このように書いてあります。

また、社会福祉協議会と連携をとり、問題や課題のある家庭へ情報を提供し、直接足を運んで対処した。

この記載も事実ではないので、削除すべきです。

同様に、報告書裏面、「④ヤングケアラーの問題も浮上したが、社協と連動して、課題解決の先駆けができた」との記載も事実ではないので、削除すべきです。

3つ目、これらの件に関して、本年7月25日、鹿沼市から回答がありました。

その内容は、鹿沼市及び鹿沼市教育委員会では、居場所を失った人への研究活動応援助成に係る一般社団法人こども未来の活動において、連携や協働を行った事実はありません。

また、社会福祉法人鹿沼市社会福祉協議会につきましては、要望書に記載された「このような助成事業を行っているのは知らなかった」と説明していることを承知しております。

つきましては、一般社団法人こども未来に対し、ご指摘の箇所について、訂正の報告をするよう、再度促すこととあります。

最後に、加藤議員は、市議会での謝罪で、結果として虚偽報告になった旨の発言がありましたが、事実は、連携していないことをわかっているにもかかわらず、虚偽報告をした、だと思います。

正しく訂正されていれば、今回の陳情はありませんでした。

加藤議員は、虚偽報告をしたことを真摯に受け止め、再度、全て正しく訂正し、報告し直すことを求めます。

そして、鹿沼市は、中央共同募金会のホームページ上に正しく掲載されることを確認すべきです。

以上で趣旨説明を終わります。

○鈴木委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

ありがとうございました。

(陳情人 退席)

○鈴木委員長 それでは、陳情第6号について執行部に確認したいことはありませんか。谷中委員。

○谷中委員 今楠さんのほうから説明をいただいたわけなのですが、最後のほうに、そちらから、市のほうからのこういう回答があったみたいなお話で、ここには多分載ってなかったと思うのですが、そこは事実かどうかだけ確認したいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。飯塚こども・家庭サポート所長。

○飯塚こども・家庭サポートセンター所長 こども・家庭サポートセンター所長の飯塚です。よろしくお願ひいたします。

陳情第6号の件について、谷中委員の質疑にお答えいたします。

当陳情と同様の要望書が7月10日付で、市長あてに提出されましたので、それに対して対応させていただきました。

その経過について、ご説明いたします。

先月の7月の26日ですね、一般社団法人こども未来の元理事で、当報告書の作成者である加藤美智子氏と面談いたしました。

それで、氏は、本件内要望内容について、説明をさせていただきます、報告書の文章全体を確認いただくようお願いしました。

さらに、特に指摘があった箇所につきましては、修正等について検討されるように促したところでございます。

なお、加藤元理事におかれましても、修正するという意向を示しておりました。

また、この件を、陳情人の方に対しては、7月26日に郵送して回答しております。

以上で説明を終わります。

○谷中委員 はい、確認、わかりました。

- 鈴木委員長 はい。ほかにご質疑はありませんか。
確認事項もないようですので、各委員の意見、考え等を伺った上で結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。谷中委員。
- 谷中委員 今の、私も初めてこういうのを見ているので、ちょっと暫時休憩していただいていたいいですか。
少なくともいいのですけれども、すみません。
- 鈴木委員長 わかりました。
では、暫時休憩いたします。
- 谷中委員 5分程度で全然大丈夫です。すみません。
- 鈴木委員長 では、再開は10時15分といたします。
(午前10時13分)
- 鈴木委員長 休憩前に引き続き、再開いたします。
(午前10時15分)
- 鈴木委員長 今日各委員の意見、考え等を伺った上で結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。
(「はい」と言う者あり)
- 鈴木委員長 ご異議なしと認めます。
それでは、各委員の意見、考え等。
- 阿部委員 異議ありですね。
- 鈴木委員長 はい、阿部委員。
- 阿部委員 はい。すみません。
あれ、これでいいのかな。
(「そうです」と言う者あり)
- 阿部委員 はい。執行部の説明は先ほど聞いて状況はわかりましたが、では、加藤議員本人としては、これを受けてのところでは、今、どんな状況にやっていると、考え方とか、もしできれば、加藤委員の意見も聞ければと思います。
- 鈴木委員長 はい。阿部委員のほうから、加藤美智子委員のご意見を聞きたいというお話がありましたが、加藤委員の入室を許可することを認めます。
では、加藤美智子委員、入室を許可します。
(加藤美智子委員 入室)
- 鈴木委員長 こちらに、はい。
では、加藤美智子委員のほうから、先ほどの陳情の第6号について、ちょっとご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。
- 加藤委員 はい。お時間をいただきありがとうございます。
3月議会の、訂正の審査を受けまして、そのときに、よく訂正されたのかなというところなので、この点については、先方のほうに確認するという部分では、

ちょっと、指定をするところを確認していなかったと思います。

それから、ちょっとその後も、少し誤字脱字がありまして、これもお願いしなくてはいけなかったのですが、ちょっとお願いしてなかったという点がございまして、これは直ちに、先だって、サポートセンターさんと教育委員会さんのほうとも打ち合わせさせてもらったように、訂正の段取りをして、段取りを進めますので、お願いします。

それで、いうことになります。

それで、その訂正がなかなかその、作業の時間がかかるということで、中央会のほうでは、「少し時間がかかりますが、お待ちくださいという結果になると思います」、ということです。

訂正をします。

以上です。

○鈴木委員長 加藤委員に何か、ご質疑のある方はいますか。阿部委員。

○阿部委員 はい、阿部です。

そうすると、これの内容で、誤字とか、誤りの(…)とか、いくつかあったということ、あと、この陳情の中で指摘があった部分とあわせて、修正はそのとおりやっている流れで理解しているということよろしいですか。

○加藤委員 はい。

○阿部委員 はい、わかりました。

○鈴木委員長 ほかに、石川委員。

○石川委員 はい。前回のときにその訂正をしてくださいということで、なったと思うのですが、そのときに、「連携はしてなかったですよ」ということははっきりしたと思うので、当然そこが直ってくるのかなと思ったら、ちょっとニュアンスを変えて、やはり削除されなかったというのは、連携していったと思っているので、そうなったのかなと、ちょっと疑問に思ったのですけれども、時間がかかるのはわかるのですけれども、ちゃんと理解して削除しますということで納得していたのであれば、もうさすがに直っていたと思うのですけれども、そこをあえて違う言葉に置き換えて残したというのは、それで、その上で今回は「削除します」とおっしゃっている意味がちょっとよくわからないのですけれども、説明していただきたいなと思いました。

○鈴木委員長 はい。では、加藤委員。

○加藤委員 はい。活動自体は、確かに、何か契約書を取り交わして、一般社団法人こども未来が、今私はやめていますけれども、こども未来が教育委員会や、こどもサポートセンターと、そういう契約を取り交わすような、そういう重要なことの事業としては見てなかったということがあります。

ですが、文章として、こういうふうになったときには、「連携してなかった」というようなご意見だったかと思うのですけれども、通常ですね、何か事があったときにご相談したり、それからアドバイスをいただいたりするということの事業の中で、ある程度、

一般社団法人子ども未来としては、その事業を、その事業の中の、一社の団体の中で連携をしたというところの不備がありました。

ただ、文字にしてしまうと、確かに、こういうちょっと誤解を生じるという表現になってしまうということがあると思いますが、この点ではその書き方を変えたということよりも、一社としては、そういう含みで活動を展開していくというところからの文章だったかと思います。

それで、その文を、陳情者の方が指摘されたということであるとしたら、文字としてしまえば、確かに、構築ができてなかったというようにところに指摘がされると思いますけれども、というところで、修正というか、この部分は削除したほうがいいのではないかという、理事のほうの話し合いのほうもさせてもらいましたので、修正をしましょうということになってございます。

それで、私は、はい、以上です。

○鈴木委員長 はい。横尾委員。

○横尾委員 これは、訂正をするということによろしいのですか。

向こうは訂正されてないと言っているのですけれども。

○鈴木委員長 はい。加藤委員。

○加藤委員 一社の理事会のほうでは、削除するという形になります。

訂正ではありません。すみません。その言葉が間違えました。

○鈴木委員長 ほかにご質疑等ある方はいらっしゃいますか。

では、ないようですので、加藤委員の退席を求めます。

(加藤美智子委員 退席)

○鈴木委員長 それでは、各委員の意見、考え等を伺った上で結論を出したいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いします。阿部委員。

○阿部委員 はい。鹿沼市に対して、再調査を求めるという陳情書ということについて、執行部のほうの話と、本人の話を聞いて、修正していくということで、流れがあるということなので、ここはそれで進めてもらえばということで、形としては可ということでやりながら、そこはやってもらう、修正するというので、よろしいのではないのでしょうか。

○鈴木委員長 ほかにご質疑ある方はいませんか。はい、横尾委員。

○横尾委員 私も、そういうことで、再調査ということで、陳情が出ているということなので、これに関してはきちんとやっぱり調査をすべきだと思います。

そして、こういう形で、結果を出していくということで、これについても、私も可ということでお願いをします。

○鈴木委員長 ほかにご質疑がある方はいませんか。石川委員。

○石川委員 石川です。

陳情のところに書いてある文章の、そのまま言っていることは間違いないと思うので、可としたいと思います。

それで、併せてですね、今後、こういった団体がサポートセンターとかと絡みがあったときに、何かこれは不適切な表現だなということをもし把握された段階で、「そういうことは困ります」ということをわかりやすく、意思表示というか、伝えてもらえると、ここまで、わざわざ陳情になって審査するほどのことでもないのかなというふうに思いました。

はい、以上です。

○鈴木委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 今回、今、市のほうでもきちんと対応したということもお聞きしたのですが、議会で陳情ということで、提出されて、常任委員会付託になったものですから、可ということで、きちんとこういうものは調査すべきということで、可にしたいと思います。

ただ、やはり前回に引き続きこういうものが陳情で出されて、もちろんちゃんと様式が整う、ここで言うべきことではないかもしれないのですが、とりあえずその、きちんとされているので、議長は受付をする、したと思うのですね。

でも、やっぱりその、常任委員会に付託されてからというのは、これが本当にその常任委員会で付託して議論すべきものかというのが、ずっと心に残ってしまって、やはりそこに関しては、今後やはり議会のほうとか、一番は議会運営委員会のほうのところで、「これは本当に市民のことだから、何か議会が本当にここまで、常任委員会でまでやるものかどうか」というのがずっと疑問に、3月から残っていて、それは6月か、皆さんそうだと思うので、その辺はきちんと議長のほうに、今後のこういうものの取り扱いということでは、議会としてはきちんとしたほうが、何か、もちろん市にかかわることで、「それを直してください」という陳情ではあるけれども、あまりにも、各、もう団体のことで、その団体がやったことがいいかどうかということになってしまっているの、何かちょっと本当の趣旨からはどうなのかなというのがちょっと疑問にありましたので、そこは議長のほうにぜひお願いを、今度議会でやってもらいたいなというふうには思っています。

それで、とりあえず可ということで、やるべきということは認めたいと思います。

○鈴木委員長 ほかに意見、考え等がある方はいませんか。

それでは、発言が出尽くしたようですので、陳情第6号の取り扱いについて、採決を行います。

陳情第6号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第6号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○鈴木委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第6号については、採択とすることに決しました。

次に、陳情第7号 鹿沼市スクールソーシャルワーカー業務の調査を求める陳情についてを課題といたします。

陳情人の入室を許可いたします。

(陳情人 入室)

○鈴木委員長 それでは、陳情第7号 鹿沼市スクールソーシャルワーカー業務の調査を求める陳情について、5分程度で説明をお願いします。

○陳情人 はい。それでは続きまして、陳情書の説明を行います。

一般社団法人こども未来の赤い羽根共同募金助成事業報告書、訂正版によれば、助成事業に関して、「スクールソーシャルワーカーとも問題を共有し、対処できるようにした」とあります。

鹿沼市では、栃木県から派遣された4名のスクールソーシャルワーカーが配属先の学校長の指示に基づいて活動をしています。

スクールソーシャルワーカーの業務は、個人情報保護の観点からも、厳重な管理が求められます。

しかし、一般社団法人こども未来の赤い羽根共同募金助成事業報告書で、「スクールソーシャルワーカーとも問題を共有し、対処できるようにした」と記載し、一般社団法人こども未来理事加藤議員は、3月15日、教育福祉常任委員会でも、「スクールソーシャルワーカーと連携をした」と証言をしています。

これは、学校におけるスクールソーシャルワーカー活用、個人情報保護の観点から確認すべき問題だと考え、陳情しました。

しかし、先ほども出ていますように、鹿沼市から2つの回答が出ております。

一つは、一般社団法人こども未来と学校間において問題の共有、対処は一切ございません。

2つ目、県スクールソーシャルワーカーは、勤務校の長の指導のもと、職務を行うことになっております。

したがって、学校長の承諾を得ず、民間団体と連携業務を行うことはできません。

以上のように、加藤議員は、スクールソーシャルワーカーと連携がないにもかかわらず、報告書に「連携をした」と記載し、また、3月15日の議会でも証言をしています。

鹿沼市は、加藤議員が、なぜそのようなことをしたのか、その理由を調べ、訂正を求

め、正しく訂正するよう指導すべきです。

そして、ホームページ上の訂正を確認することを求めます。

以上で趣旨説明を終わります。

○鈴木委員長 陳情人の説明は終わりました。

陳情人に対し、確認したいことがある方は順次発言を許します。

確認事項もないようですので、ここで陳情人の退席を求めます。

お疲れさまでした。

(陳情人 退席)

○鈴木委員長 それでは、陳情第7号について、執行部に確認したいことはありますか。

谷中委員。

○谷中委員 今、やはり、ソーシャルワーカーの仕事ということで、学校長の許可が必要とか、いろいろあったのですが、その辺についてと。

今回のことの、こういうものが多分出ている、市のほうにも出ているのかなということもあるのですが、その辺についてご説明をお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 執行部の説明を求めます。田仲学校教育課長。

○田仲学校教育課長 学校教育課長の田仲です。よろしくお願ひします。

谷中委員の質疑にお答えします。

今回の陳情7号に関しましても、先ほどの陳情第6号と同じように、議会へのものと同じ内容のものが、7月10日付で市長のほうに出されています。

教育委員会は、そちらの要望を受けまして、調査を行いました結果、7月26日付で、先ほど陳情人のおっしゃっていたような内容の回答を送らせていただいております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

ほかにご質疑はありませんか。

はい。確認事項もないようですので、各委員の意見、考え等を伺った上で結論を出したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

それでは、各委員の意見、考え等をお願いいたします。阿部委員。

○阿部委員 はい。大体内容、状況はわかりましたが、やはり加藤委員本人からも、意見を聞かせていただければと思いますが。

○鈴木委員長 はい。ただいま阿部委員のほうから、加藤美智子委員の意見、考え等を聞きたいということで話がありました。

それでは、加藤美智子委員の入室を許可いたします。

(加藤美智子委員 入室)

○鈴木委員長 それでは、加藤委員にご質疑はありませんか。はい、阿部委員。

○阿部委員 はい。陳情にあるように、スクールソーシャルワーカーとの連携というのは、公に認められている部分がなかったにもかかわらずというところを出してしまったということだと思うのですが、多分、スクールソーシャルワーカー、県からの派遣とはいえ、鹿沼の地元の方なので、古くから知り合っているとか、そんなところで話をしたりとかというところが、悪い言い方をすれば、公私混同みたいな形で、それが報告書の中にも、それで反映されてしまったのかなというふうにも、勝手に理解をしています。

ただ、公に提出する文書の中で、それをやることは、やはりまずいのかなというふうにも、今陳情を見ながら思いました。

そんなことで、今加藤さんとしては、これに対して、どんなふうに思っているか、教えていただければと思います。

○鈴木委員長 では、加藤委員、加藤委員、説明をお願いします。

○加藤委員 はい、ありがとうございます。

この連携という部分の言葉ですけれども、その個人情報ですね、スクールソーシャルワーカーさんのほうからいただくというのではなくて、こちらのほうから、一般社団法人子ども未来のほうから、「これこれこういうケースはどうでしょうか」という伺い、アドバイスをいただくために連携を、連携というか、何回か連絡をさせていただきまして、そして、アドバイスをいただきました。

そして、それから、どういうふうにその子の家庭を、その子供たちをサポートしていくかということの問題を、こちらから聞いて、提案しまして、スクールソーシャルワーカーさんにアドバイスをいただいたということでございます。私なんか何回もございました。

それが連携という言葉にしてしまったことが、今回ちょっとあれ、誤解を生じたかなと思いますけれども、スクールソーシャルワーカーさんとしては、これを「連携しております」ということを、言葉でもいただいております結果、そのような表現になりました。

陳情者がおっしゃっています、個人情報はどうとかということ、スクールソーシャルワーカーさんからいただいたことはございませんし、こちらのその問題がある家庭、子供たちに対して、どういうふうにアドバイスしたらいいのかなというところを、何件かお聞きしたという件がございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに確認したいことがある方はいませんか。

はい、確認事項もないようですので、ここで加藤委員の退席を求めます。

(加藤美智子委員 退席)

○鈴木委員長 では、各委員の意見、考え等をお願いします。阿部委員。

○阿部委員 はい。加藤さんからもご意見をいただきましたが、スクールソーシャルワーカーとの連携とか、相談をしてアドバイスをもらってということが、もしかすると、公

式に認められない状況の中で、意見交換は、たまたま地元の中でやったというところなのかなというふうに聞き取れました。

それで、これが、県の教育委員会に、正式にお願いをして、それで「意見をもらいたいんだ」ということで、それで、正式に意見をもらっているのだったら、それは連携という言葉を使ってもいいのだと思うのですが、勝手にという言い方もあれですけども、たまたま知っているスクールソーシャルワーカーさんの方と話し合いをして、そこからアドバイスをもらったりというのは、公の、公式な話ではないので、そういう意味では、ここの報告書には載せるべき内容ではなかったというところで、載せることによって、個人情報の問題とか、いろんなことが危惧されてしまうというか、拡大が、その考え方というか、解釈が誤った方向にもいってしまうということだったので、削除してもらうということで、陳情としては、教育委員会にこの報告書の調査とか、修正とかを求めるという内容ですので、そこは削除するような形で進めてもらえばいいのだと思うので、陳情そのものに対しては、可という形でやっていただければよろしいのではないのでしょうか。

○鈴木委員長 はい。

○阿部委員 はい。何かよくわからないですけども。

○鈴木委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 はい。意見とすれば、今加藤議員から聞いたことだと、きちんとここに載せるべきものかどうかというのは、ちょっと今の話だと、どうなのかなと思うのですが、間違いなく、何か、ちょっと相談をしてアドバイスをいただいたことはやっぱりおっしゃっているんで、これは、私、すみません、回答を求められればちょっと、ちょっとお願いしたいんですけども、何かその加藤議員は、そういうふうにおっしゃっているけれども、結局、公式なものではないというか、そういうものだったと思うのですね。

それで、ごめんなさい、私の中では、その相談って、ちょっとでもお聞きしてアドバイスしたことがあれば、それはその業務になるのかなというところと。

また、きちんと教育委員会のほうに言って、アドバイスをもらったわけではないから、そこまでのものではないのかというのがすごく、ちょっと疑問にどうしても思うと思うので、もし、そこだけお聞きすることができましたら。はい。すみません。

さっき加藤議員から聞いてからちょっと疑問が出たので、ちょっとそこを答えていただければありがたいんですけども、すみません。

○鈴木委員長 はい。では、もう一度加藤委員を。

○谷中委員 あ、加藤委員ではなくて、市のほうの。

○鈴木委員長 あ、市のほうの、執行部。

○谷中委員 はい、はい、すみません。

○鈴木委員長 ということなのですが、執行部の説明ができればお願いします。はい。田

仲学校教育課長。

○田仲学校教育課長 学校教育課長の田仲です。よろしくお願いします。

谷中委員の質疑にお答えしたいと思います。

まず、業務になるのかどうかということなのですが、栃木県のスクールソーシャルワーカーは、職務が決まっております、所属の校長先生の指示に従って、活動するということになっております。

加藤議員にも、確認をさせていただいたのですが、あくまで個人情報は一切なく、あくまでも一般的な、一般的なケース、一般的なアドバイス・助言をもらったことがある。

また、今後そういうことがあれば、一般的なアドバイスをちょうだいしたいというような確認を、個人的に行ったということでございますので、業務にはならないものというふうに考えております。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 谷中委員。

○谷中委員 はい、よくわかりました。理解もできました。ありがとうございます。

はい。ということで、自分の中でもすっきりできましたので、やはりここは、そういうことがあるので、きちんとやっぱり調査をしてください。

まあ、したと思うのですが、そういうことで可にしたいと思います。

○鈴木委員長 ほかに意見、考え等、ある方はいませんか。横尾委員。

○横尾委員 はい。私も同じで、6月の議会の常任委員会的时候も、その発言とすれば、どうも思い込みのところ、ちょっと大分あって、そういう発言がちょっと見えたなという感じもして、先ほども、そういう、執行部のほうの話と、ちょっとずれているというかね、考え方があるので、そこら辺のところはきちんとやっぱり調査をしてね、きちんとすべきだと思いますので、正直言って、もうこれ以上、このことについて、あまり長引かせる必要もないので、きちんとやっぱりそのところは、終止符が打てるようにやらないと、何回も常任委員会のほうに出てくる話だと、これは非常に我々としても、なかなかその発言しにくい、意見が出にくいような、そういう状況にもなるので、そういうことできちんと調査をして、結論を出すべきというふうに思います。

可ということでお願いします。

○鈴木委員長 ほかに意見、考え等がある方はいませんか。石川委員。

○石川委員 石川です。

私も今日、その細かいことをお聞きして、やっと「あ、そういうことだったんだな」というのがわかりました。

「スクールソーシャルワーカーとも問題を共有し」という表現は、やっぱりその、「こういうケースなので、どうしたらいいだろう」とみたいな、細かな相談をしているのかたととられる表現ですし、また、そうであって初めて連携だと思うので、そうでもない。

本当に、正しく、個人情報は一切出さずに、「とある、こういうケースの場合はどうな

んでしょうか」というアドバイスをいただいただけなのだとしたら、全然ちよつこの表現とはかけ離れているので、やっぱりこれは直さなくてはいけないなと思います。

それで、形上は、私も可とするのですけれども、先ほども、何か、間違いがあったときには教育委員会のほうには指導してほしいと言ってしまったのですが、でも、やっぱり本当に、これも赤い羽根共同募金のことですし、市としては、その時々適正に、その時々正しいことをしていただいていたと思うので、それ以上に言われても困ってしまうかなというのは思うのですよね。

調査は依頼されればしてもらおうと思うのですが、なので、これはやっぱり、先ほど谷中委員がおっしゃったように、議会内の議会運営委員会の問題なのかなというふうに、改めて感じました。

以上です。

○鈴木委員長 はい、谷中委員。

○谷中委員 はい。今回もこういう陳情が上がりまして、本当に細かいところまで、こども食堂だったり、いろいろあったと思うのですけれども、そういうもので、本当に楠氏の陳情によって、いろんな団体がかかわっていることとか、反対にそういうのも勉強させていただいたのは事実です。

ただ、本当に鹿沼市のこども食堂がすごく広がってきて、多くの団体もいて、そのほかにこういう子供たちのための団体もできたということは、私は本当にこれによってよく、反対に理解をしたというところはあるのですけれども、すごく、やはりこういうふうに子供たちのために一生懸命やっているということがわかったので、今後は本当にその団体が、子供たちのためにということで協力し合って、きっとどの委員も、今回のことではすごくすばらしいことをしているので、これをもっと鹿沼のすごい活動として、何かこう、疑問が出たらば、その団体の中できちんと話し合いをしていただいて、本当に栃木県でもすばらしい活動だと思いますので、その辺はぜひやっていただけると、反対に鹿沼のPRにもなるし、そういうふうになるといいなと、本当にこの陳情を受けまして、そんなふうに考えました。

すみません。意見です。

○鈴木委員長 ほかに意見、考え等がある方はいませんか。

(「ありません」と言う者あり)

○鈴木委員長 はい。それでは発言が出尽くしたようですので、陳情第7号の取り扱いについて採決を行います。

陳情第7号を採択とするか、不採択とするかで、挙手採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第7号について、採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

○鈴木委員長 挙手多数であります。

したがって、陳情第7号については、採択とすることに決しました。

ここで、加藤美智子委員の入室を許可します。

(加藤美智子委員 入室)

○鈴木委員長 次に、議案第78号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)についてのうち、教育福祉常任委員会関係予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。よろしくお願いいたします。

議案第78号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)中、保健福祉部が所管する歳入、歳出について、ご説明いたします。

まず、歳入について、ご説明いたします。

補正予算に関する説明書の3ページをお開きください。

一番上の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金 右側3節の説明欄2行目、「生活保護運営対策事務費国庫補助金」 125万2,000円の増につきましては、生活保護費の基準額等の見直しによる生活保護基幹システムの改修に係る補助金で、補助率は、国が2分の1であります。

次に、歳出について、ご説明いたします。

7ページをお開きください。

一番下の段、3款 民生費 3項1目 施行事務費の右側の説明欄の○になりますが、「生活保護運営対策事務費」、次の9ページ、10ページまで続いておりますけれども、この250万6,000円の増につきましては、歳入で説明いたしました、生活保護基幹システムの改修に係る経費で、システム改修の委託料を計上するものであります。

以上で、議案第78号 令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)中、保健福祉部が所管する歳入、歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です。よろしくお願いいたします。

議案第78号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算(第6号)」のうち、こども未来部所管の歳入・歳出についてご説明いたします。

補正予算に関する説明書、3ページをお開きください。

まず、歳入についてであります。一番目の段、15款 国庫支出金 2項2目 民生費国庫補助金 2節 児童福祉費国庫補助金の説明欄、児童福祉総務事務費国庫補助金2,943万5,000円の増につきましては、さつきが丘小学校学童保育館及び晃望台学童クラブの施設整備に対する補助基準額の上乗せ及び負担割合の増によるものです。

その下の行、児童福祉施設整備事業費国庫補助金 842万5,000円の増につきましては、

晃望台幼稚園の認定こども園化等に伴う園舎の施設整備に対する補助基準額の上乗せによるものであります。

2番目の段、16款 県支出金 2項2目 民生費県補助金 2節 児童福祉費県補助金の説明欄、児童福祉総務事務費県補助金 912万1,000円の減につきましては、さつきが丘小学校学童保育館の施設整備に対する国の負担割合の増に伴う、県の負担割合の減などによるものであります。

3番目の段、19款 繰入金 2項6目 こどもみらい基金繰入金 201万円の減につきましては、晃望台幼稚園の認定こども園化等に伴う園舎整備に対する国の補助の増額により、市の歳出が減ったため、繰り入れが減少したものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

3番目の段、3款 民生費 2項1目 児童福祉総務費の説明欄、1つ目の○、家庭相談員報酬 16万2,000円の増につきましては、家庭相談員の通勤距離が増えたことによるものであります。

2つ目の○、児童福祉施設整備事業費 545万6,000円の増につきましては、晃望台幼稚園の認定こども園化等に伴う施設整備に対する国の補助金が増額したことにより補助額を増額するものであります。

その下の3目 こども支援費の説明欄、1つ目の○、放課後児童健全育成事業費 176万9,000円の増につきましては、晃望台学童クラブの施設整備に対する補助基準額が上乗せになったことに伴い、増額となるものであります。

2つ目の○、子育て家庭支援事業費 66万5,000円の増につきましては、いちごっこ地域活動応援事業実施希望団体の増によるものであります。

以上で、「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」のうち、こども未来部所管の歳入・歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。よろしくお願いたします。

それでは、議案第78号 「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会が所管する歳入・歳出についてご説明をいたします。

まず、歳入についてご説明いたします。

「令和5年度補正予算に関する説明書」の3ページをお開きください。

一番上の段、15款 国庫支出金 2項 6目 教育費国庫補助金の右側の説明欄、「へき地児童援助費等国庫補助金」 13万円の増につきましては、転入等によりまして、遠距離通学費が増額となることから、計上するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

一番上の段、2款 総務費 1項 13目 芸術文化振興費の右側の説明欄、「市民文化

センター施設整備事業費」 6,628万9,000円の増につきましては、大ホールの舞台照明の調光操作卓に不具合が生じているため、その機器を更新するための工事に要する経費を計上するものであります。

続きまして、11ページをお開きください。

上から2段目、10款 教育費 2項 1目 学校管理費の右側の説明欄、1番目の丸、「小学校管理費」 4,758万7,000円の増につきましては、燃油価格の高騰による電気料値上げのため、光熱水費の増額、及び転入等による遠距離通学費の増額を計上するものであります。

次に、2番目の丸、「校舎等施設整備事業費」 374万7,000円の増につきましては、不具合が生じております清洲第1小学校ほか1校の放送設備の改修、及び菊沢西小学校ほか5校の地下オイルタンクの修繕に要する経費を計上するものであります。

上から3段目、10款 教育費 3項 1目 学校管理費の右側の説明欄、1番目の丸、「中学校管理費」 2,300万円の増につきましては、燃油価格の高騰による電気料値上げのため、光熱水費の増額を計上するものであります。

次に、2番目の丸、「校舎等施設整備事業費」 790万6,000円の増につきましては、老朽化した東中学校の部室棟及び弓道場を改築するための設計委託料、及び板荷中学校ほか2校の地下オイルタンクの修繕にかかる経費を計上するものであります。

以上で、議案第78号「令和5年度鹿沼市一般会計補正予算（第6号）」のうち、教育委員会が所管する歳入・歳出についての説明を終わります。

○鈴木委員長 執行部の説明は終わりました。

質疑のある方は順次発言を許します。阿部委員。

○阿部委員 はい。では、順番にいきたいと思います。

まず、生活保護運営対策事業費ということで、国から125万円、合計で約250万円ということで、システム改修ということですが、これはどういうシステムの改修で使われるということですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 厚生課長の羽山です。

阿部委員の質疑にお答えいたします。

こちらのシステム改修につきましては、いわゆる生活保護システムのわけなのですが、このいわゆる生活保護の、いわゆる基準額と申しますのが、5年に一度見直しをされます。

それで、この見直しによりまして、今まで入っていた、例えば計算式ですとか、そういったものがちょっと変わった場合に、そのシステムの中で計算をするのですね。

それで、いろんな帳票ですとか、そういったのも、そのシステムで出すような形になるのですが、そういったものの改修ということになりますので、その金額が、ここに載せられたものということになります。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 阿部委員。

○阿部委員 はい。ということは、5年に一度見直しをしていくというところで、何か、このシステムの中のソフトウェアを改修するためのお金ということですか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。羽山厚生課長。

○羽山厚生課長 そうですね、このシステム、時間を、生活保護、うちの課のほうに、パソコンが10台ほどございます。

それで、そのパソコンの中に、今言ったそのソフトウェアが入っているのですけれども、それを新しいものといいますか、新たなものに改修をしていくというふうな形になります。

以上で説明を終わります。

○阿部委員 はい、わかりました。

○鈴木委員長 はい。ほかに質疑のある方はいますか。加藤委員。

○加藤委員 8ページですね、上の段で、芸術文化振興費なのですが、市民文化センターの施設整備事業費で、調光卓を工事するというので、6,628万円というふうになっていきますけれども、この調光卓、割とこのぐらいの金額ですと、小ホール、大ホールありますけれども、両方なのでしょうか。

それと、あと工事期間というの。

あ、大ホール、すみません、大ホールの調光卓ということであるとすると、工事期間というか、それがどのぐらい程度かかるのか、もし、わかれば教えてください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。高橋文化課長。

○高橋文化課長 文化課長の高橋です。よろしくお願ひいたします。

加藤議員の質疑にお答えしたいと思います。

この調光卓の工事、改修工事の期間なのですけれども、約6カ月を見込んでいます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 加藤委員。

○加藤委員 6カ月ということですが、例えば、演劇鑑賞会がありますね、小学校、中学校でしょうか。

その演劇鑑賞会が、そこにかかってしまうようなことはないのでしょうか。お願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。高橋文化課長。

○高橋文化課長 加藤議員の再質問にお答えしたいと思います。

こちらの調光工事などの改修工事なのですけれども、こちら、調光操作卓ということで、製品、物ができるまでが6カ月ということになります。

それで、取り付け工事につきましては、5日間しかかかりませんので、そのほかの業

務には支障がないものと考えてございます。

以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 加藤委員。

○加藤委員 了解しました。

これをつくるのが6カ月で、別のところでして、5日間で取りつけが完了するという
ことですね。はい、非常によかったです。

文化、芸術活動といいますか、小中学校の演劇鑑賞会は、とても大事なので、非常に
いい調光卓ができるということでは、いい音響ができるということなので、ありがとう
ございます。よろしくお願いします。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。谷中委員。

○谷中委員 ページ、8ページの子育て家庭支援事業ということで、ちょっと団体数が増
えるとお聞きしたので、現在どのくらいで、どのくらい増えていくのかとか、ちょっと
内容について、もし、わかれば説明をお願いします。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課長の大貫です。よろしくお願いします。

谷中委員の質疑にお答えいたします。

今のところ、交付の申請、決定がありました団体が2団体ということになってござい
ます。

そこに、問い合わせがあった団体とか、あと、補助がなくても開催はしたいとか、
そういった団体がございます、そちらの団体が4団体ございます。

なので、こちらをですね、補正予算が通りましたら、そちらの団体の方などにご案内
などをしたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○鈴木委員長 谷中委員。

○谷中委員 はい。6団体が申請というか、そういうのでね、やるということになったと
思うのですけれども、内容って、結局こういうのと申請して、どういうことをやってい
るかというのをちょっと、簡単でいいのですけれども、すみません。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 谷中委員の質疑にお答えいたします。

各団体の内容、イベントの内容につきましては、まず、マルシェなどというようなも
のをやっている団体であるとか、クラフト教育というものをやるような団体とか、スポ
ーツ鬼ごっこであるとか、あとは、その団体がお祭りの間、お祭りということで実施す
るというようなことで聞いております。

以上で説明を終わります。

○谷中委員 はい、ありがとうございました。

○鈴木委員長 はい、ほかにご質疑はありませんか。横尾委員。

○横尾委員 はい、歳入の3ページ、6番、教育費国庫補助金の中の説明欄の、小学校費国庫補助金、13万円という金額なのですが、へき地児童援助費等国庫補助金ということになっていますが、これらについて、どういうものなのか、ご説明を求めます。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。田仲学校教育課長。

○田仲学校教育課長 学校教育課長の田仲です。よろしくお願いします。

横尾委員の質疑にお答えします。

へき地児童援助費等国庫補助金はどういうものかということでよろしいでしょうか。

はい。こちらの事業なのですが、歳入のほうで、遠距離通学費を負担をしているのですが、歳入のほうですね、そのうち、学校統合に伴い、遠距離通学となる児童生徒の通学費を負担する市町村に対する国庫補助金でございます。

負担の対象額の2分の1を国からもらえるという事業になっております。

以上で説明を終わります。

○横尾委員 はい。了解です。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。石川委員。

○石川委員 石川です。

2つお聞きしたいのですが、いいですかね。

一つは、さつきが丘学童さんと晃望台幼稚園の移転にかかる費用が、国の補助が増えて、県が下がってとか、市の負担が減ったというような流れがちょっと、どうしてそういうふうになったのかと。

総額では、結局変わらないのか、何か変わるのか、教えてください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。大貫子育て支援課長。

○大貫子育て支援課長 子育て支援課の大貫です。

石川委員の質疑にお答えいたします。

まず、補助金の関係でございますが、こちら今年度に入りまして、補助の基準額、それから補助率の増額、上乘せということでございまして、具体的には、国の補助金が、変更前に比ばまして、6分の1ほど増額となっております。

また、県の補助金につきましては12分の1、国の補助金が増えたことによりまして減額ということになってございます。

それに伴いまして、また市のほうも、12分の1の率の減額ということになってございます。

それで、こちらがさつきが丘学童の施設の整備のほうになるわけでございますけれども、晃望台の学童につきましては、学童と、あと保育園の整備のほうの補助金が、また、ちょっと分かれておりまして、学童のほうの補助の補助率につきましては、変更はないわけなのですが、基準額のほうで変更がございまして、235万7,000円ほどの増額というふうになってございます。

ちょっと前後して申し訳ないのですが、さつきが丘学童の施設整備費も、基準額のほ

うも増額がされておりました、こちらは増額で948万、失礼しました。

942万8,000円の増額ということになってございます。

それで、実際市のほうの負担がどれぐらい減ったかということになりますが、市の負担につきましては、さつきが丘学童で1,884万円、はい、の減額になってございます。

では、晃望台の保育園につきましては、保育課長のほうから。

○鈴木委員長 はい、小堀保育課長。

○小堀保育課長 保育課長の小堀です。よろしくお願いいたします。

石川委員の質疑についてお答えいたします。

晃望台幼稚園の認定こども園化に伴いまして施設整備のほうの補助金を交付しております。

今回の、令和4年度にこども家庭庁が発足しまして、これまで保育園部分の補助金と、幼稚園部分の補助金、それぞれ交付しておりましたが、一つにあわせて交付するというふうに制度設計が変わりましたので、それに伴いまして、交付基準額が増額になったことによりまして、国庫補助金の増となっております。

それに伴いまして、国庫補助金が842万6,000円の増で、それに伴いまして、市の補助金のほうが減額となりまして、297万円の減額となったことによりまして、施設整備のほうの補助金の変更も、額が変更となりました。

総額につきましては、変更はございませんので、はい。

説明、質疑は、説明は以上となります。すみません。

○鈴木委員長 石川委員。

○石川委員 要するに、総額は変更がないということで、よかったですね。はい。

何か差額がちょっとよくわからなかったのですけれども、県のほうなのかな。はい。ありがとうございます。

それと、もう1点いいですか。すみません。

12ページのオイルタンク、地下オイルタンクというものがどういうものなのかがわからなくて、それと板荷とプラス2校という、この2校もどちらなのか教えてください。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 教育総務課長の佐藤です。

それでは、石川委員の質疑にお答えをいたします。

地下オイルタンクというものなのですが、よく暖房のために重油のほうを使うわけなのですが、はい、それをためておくタンクになります。はい。

そちらが、冬季が終わりました後、保守点検を行いまして、そこで不具合が業者によって指摘がされましたので、それを暖房シーズン前に、修繕を行うための補正予算ということになります。

それで、中学校費のほうですかね。はい。

板荷中学校のほか、南摩中学校、南押原中学校、こちらの2校でございます。

合わせまして 190 万 6,000 円という形になってございます。

以上で説明のほうは終わります。

○鈴木委員長 石川委員。

○石川委員 この地下オイルタンクというのは、どの学校にもあるものなのでしょうか。

○鈴木委員長 執行部の説明をお願いします。はい。佐藤教育総務課長。

○佐藤教育総務課長 そうですね。はい。

重油で暖房をとっているところについては、全て、はい、あります。

それで、中学校におきましては、7校です。はい。

それで、小学校も同じく7校、合わせて14校に地下オイルタンクが設置されていると。

それで、そのうち、中学校においては3校が、はい、指摘を受けたということでございます。

はい、以上で説明を終わります。

○鈴木委員長 ほかにご質疑はありませんか。加藤委員。

○加藤委員 委員長、その他でいいですか。

その他というか、ちょっと聞いて、常任委員会なので、ちょっと聞いてみたいことがございまして、まず健康課のほうなのですけれどもね、今熱中症がすごく大変なときにこれからまた入ってくるのですけれども、鹿沼市では、鹿沼市の公式LINEに、熱中症対策をきちんと、熱中症に注意してくださいというPRが出ているのですけれどもね。

そういう、そういうのが。

○鈴木委員長 加藤委員。

○加藤委員 はい、ごめんなさい。

○鈴木委員長 議案に関する質疑なので。

○加藤委員 あ、委員会、そうですか、すみません。

○鈴木委員長 その件にできれば。

○加藤委員 それでは後で、はい、ごめんなさい。

○鈴木委員長 すみません。お願いします。

ほかにご質疑はありませんか。

大丈夫ですかね。はい。

別段質疑もないようですので、お諮りいたします。

議案第78号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認めます。

したがって、議案第78号中教育福祉常任委員会関係予算については、原案どおり可とすることに決しました。

以上で、今議会において、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしま

す。

ここで、今回は、任期最後の委員会でございますので、正副委員長からご挨拶をさせていただきます前に、谷中委員、どうぞ。

○谷中委員 はい、すみません。

今、議案は終了、可で、だったのですけれども、今加藤委員のほうから協議会、開い、というか、委員長が挨拶する前に、今すごく多分熱中症という言葉で、すごく今そういうね、もう気温も上がっているのも、もし何か、向こうに聞きたいことがあるのだったらここでやっていただくとありがたいなど。すみません。

○横尾委員 委員長が言うことだ。

○谷中委員 委員長が決めてください。すみません。

○鈴木委員長 議案は審査を終わったから。なんでもありになってしまうから。

(「協議会にここで切り替えてもらって」と言う者あり)

(「あったよ、あったよ、多分あったよ」と言う者あり)

(「ありましたよね」と言う者あり)

(「あった、あったよ、昔」と言う者あり)

(「常任委員会ですか」と言う者あり)

(「常任委員会だから、議案終わったから、とりあえず。協議会にしたと思う」と言う者あり)

(「あ、すみません、閉会して」と言う者あり)

(「1回閉会した後に協議会を」と言う者あり)

(「委員会、挨拶も終わって、閉会いたしますと言った後に」と言う者あり)

(「閉会してしまったらだめだろう、執行部いなくなってしまう」と言う者あり)

(「協議会に今変更すれば大丈夫なの」と言う者あり)

(「1回常任委員会は閉会して、協議会に切り替えて、執行部に残ってもらって、1回切ります」と言う者あり)

(「これはこれでやるの」と言う者あり)

(「これはこれで、この審議だけ」と言う者あり)

(「踏まえてやるのが、今までの通例だから」と言う者あり)

(「答えられるか、答えられないかは」と言う者あり)

(「答えはられると思うけれども。前、わからないのだ、私も。前誰が言ったのだ。前、誰がやったのだ」と言う者あり)

(「議員にも大きいことを聞かないと多分だめだと思うのだ。個人的に聞けよとなってしまうから。ここで一応聞いておくかとなるから。それは委員長が協議会にしたとしても、みんなに諮ったほうがいいかもしれない。ではないと、1人のことはずっと。みんなが賛成すればだよ」と言う者あり)

(「それだと、毎回毎回終わった後に協議会が」と言う者あり)

(「そうそうそうそう、みんなが賛成すれば」と言う者あり)

(「また、新しい」と言う者あり)

(「だから、みんなが賛成する内容であれば」と言う者あり)

○鈴木委員長 あ、すみません。お待たせしました。

では、一度閉会した後に、たくさん質疑等があるとあれなので、1問だけちょっとご質問させていただいて、それで、もし、手持ちの資料がないようでしたら、後日、回答いただければというふうに思いますので、一旦この会は、1回閉会してからになりますので、よろしくをお願いします。

では、正副委員長からご挨拶ということで、まず、すみません、私のほうからですが、1年、1年間大変お世話になりました。

今年1年を振り返ると、何か陳情が多かったなというふうに思っていて、不慣れなところもあって、皆さんにご迷惑かけたことは多々あったかと思うのですが、私と副委員長の宇賀神さんと、ともに一生懸命務めさせていただきました。

1年間ありがとうございました。(拍手)

○宇賀神副委員長 はい。不慣れな副委員長でございましたが、皆様のご協力のもと、1年間終了することができました。

ご協力ありがとうございました。(拍手)

○鈴木委員長 これをもちまして、教育福祉常任委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(閉会 11時21分)